

令和6年第1回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

令和6年3月4日(月)開会

午前10時

1 応招議員 9名

1 番	松田 勝	2 番	近藤 晃一
3 番	森田 裕康	4 番	福井 保夫
5 番	浅野 勉	6 番	上林 勝美
7 番	山岡 敏	8 番	増井 敬史
9 番	森田 瞳		

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	富井 文枝
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長	吉村 良昭	住 民 生 活 部 長	吉田 一弘
事 業 部 長	廣瀬 好郁	教 育 次 長	辻井 弘至
総 合 政 策 課 長	富士 青美	危 機 管 理 室 課 長	吉田 裕一
住 民 課 長	増田 篤人	子 ども 家 庭 推 進 室 課 長	藤岡 征章
健 康 福 祉 推 進 室 課 長	井上 育久	事 業 課 長	池田 佳永
教 育 推 進 課 長	吉田 彰宏	会 計 室 長	西田 淳二

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	溝本 貴宏	議 会 事 務 局 主 事	宮前 智貴
-------------	-------	---------------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町手数料条例の一部を改正する条例について）
- 第 6 報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）について）
- 第 7 議案第 1号 安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 8 議案第 2号 安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 4号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第 5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第 6号 安堵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第 7号 安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第 8号 安堵町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第 9号 安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第10号 安堵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第11号 安堵町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第12号 安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第13号 安堵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について

- 第20 議案第14号 安堵町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第21 議案第15号 安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第22 議案第16号 安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第23 議案第17号 安堵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第24 議案第18号 安堵町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第25 議案第19号 安堵町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第26 議案第20号 安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第27 議案第21号 町道路線の新規認定について
- 第28 議案第22号 調停の申立てについて
- 第29 議案第23号 令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第12号）について
- 第30 議案第24号 令和5年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）について
- 第31 議案第25号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について
- 第32 議案第26号 令和6年度安堵町一般会計予算について
- 第33 議案第27号 令和6年度安堵町国民健康保険特別会計予算について
- 第34 議案第28号 令和6年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について
- 第35 議案第29号 令和6年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第36 議案第30号 令和6年度安堵町水道事業会計予算について
- 第37 議案第31号 令和6年度安堵町下水道事業会計予算について
- 第38 報告第3号 令和6年度安堵町土地開発公社予算の報告について

開 会
午前10時00分

議長（浅野 勉） 只今から、令和6年第1回安堵町議会定例会を開会いたします。
出席議員は9名です。
定足数に達していますので、会議は成立しました。
これから本日の会議を開きます。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富井副町長。

副町長（富井文枝） 皆様、おはようございます。本日、税務課 勝井課長ですが、只今、
家族の急病で病院の方に向かっております。本日の議会を欠席させていただきたいと
思います。
どうぞ、お許しをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） はい、御報告ありがとうございました。
はじめに、西本町長より開会にあたり御挨拶があります。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

町長（西本安博） 今年は概ね暖冬で、2月15日に関東では昨年より14日早く春一番が吹いたと発表されております。しかし、今でも厳しい寒さが残っておりますが、梅の花が満開となり、春の香りを感じる頃になってまいりました。大和路では、東大寺二月堂の修二会、いわゆる「お水取り」が終わると、本格的な春が訪れてまいります。

さて、このような折ではございますが、令和6年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともにお忙しい中、御出席を賜りありがとうございます。

それでは、令和6年度を迎えるにあたり、主だった事業について所信を表明させていただきたいと思っております。

まずは、国土交通省・大和川河川事務所により進められております窪田地区遊水地整備事業の進捗状況について御報告いたします。

現在、遊水地南側の大和川樋門工事に着手しており、大和川堤防道路である町道大和川右岸線の西名阪自動車道下部において道路拡幅工事を実施しているところでございます。令和7年度の完成を目指して遊水地本体工事を鋭意に進めているところでございます。完成後、平常時の利活用については大和川河川事務所と共同で具体化してまいりたい、このようにも考えております。具体的な計画案が出てまいりましたら、引き続き議員の皆様方も交えて検討してまいりたい、このようにも考えております。

次に、まほろば環境衛生組合のごみ中継施設整備事業の進捗状況についてですが、只今、御説明した大和川窪田遊水地整備事業と併せて、ごみ中継施設敷地を含む地域を大和川堤防まで高台化の盛土を行っているところでございます。大和川河川事務所からは、ごみ中継施設建設に影響しないよう最大限の努力をして進めていきたいとの報告を受けておりますが、引き続き国と、まほろば環境衛生組合と協議をしてまいりたい、このようにも考えております。

また、ごみ中継施設の施設整備状況ですが、建設工事のための開発申請等の基本設計が進められておりましたが、隣接敷地の建物移転の遅れや本町の旧塵芥処理場跡地の残存灰等の処理等が要因で建物配置計画に見直しの必要性が生じました。計画見直しに合わせて、本町は旧安堵町環境美化センター西側の土地を買収し、本町管理事務所を含めた整備について組合と協議を行いました。現在、組合のごみ中継施設と本町の管理事務所の詳細設計を進めており、設計が完了次第、建築確認申請を行う予定でございます。

次に、特別養護老人ホーム「三室園」につきましては、今後の運営方針について再検討を行う時期にきていると考えております。西和7町で議論を重ねてまいりたいと考

えているところでございます。

令和6年度は「第5次安堵町総合計画」及び「第2期安堵町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が施行2年目を迎えます。当該計画等を基調として、引き続き有効な行政運営を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、予定している主要な事業を申し上げますと、一つ目として、子育てに係る支援環境についてでございます。現在、全国的に出生率が低下する中、子ども・子育てを中心とする施策が検討されています。未来を担う子どもたちへの投資、充実した子育て及び教育の環境づくりを推進してまいりたいと考えております。本町におきましては、福祉保健センターの1階に子どもの遊び場、子育て相談対応等も可能な総合支援拠点を整備し、子育てに係る事業の充実化を図り、新たな支援事業を展開してまいりたいと考えております。

二つ目といたしましては、住民の移動手段の充実化でございます。とりわけ高齢者の方々の移動支援を拡大することを目的とするものです。本町ではコミュニティバスの運行と、バスが運行できない地域においてはタクシー運賃助成を行っておりますが、バス停までの移動が困難な高齢者もおられます。お住まいの地域に関係なくタクシーの初乗り料金を助成する制度を開始いたします。お出かけ応援制度として実施いたしますので、これらの各公共交通施策により皆様にとって利便性が向上することで、より暮らしやすい町となるよう期待をしております。

三つ目といたしましては、環境に優しい脱炭素化の推進です。その一環として、役場庁舎の電気のLED化への転換を進めております。引き続き計画的に実施してまいりたいと考えております。令和6年度におきましては、役場4階、議会フロアの各室、こども園全体、役場駐車場をLED化してまいりたいと考えております。加えて、各公共施設の総合管理計画の具体化と、住民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりのために有効な取組を推進してまいりたいと考える次第でございます。議員の皆様におかれましても、御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本日提案させていただきます案件でございますが、報告案件3件、人事案件1件、条例の一部改正案件19件、令和5年度補正予算案件2件、令和6年度当初予算とその他の案件を合わせて、合計34件でございます。

議員の皆様には御審議いただく前に、順を追って議案の概略を申し述べます。

まずは、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町手数料条例の一部を改正する条例について）」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う条例の改正です。令和6年3月1日から施行する必要があるため専決処分

したので報告するものでございます。

次に、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）について）」は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業の追加給付に係る予算の増額補正でございます。国が当該事業の実施を閣議決定した令和5年12月22日に早急に対応するために専決処分したので報告をするものでございます。

次に、議案第1号「安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」でございます。松井睦美委員が令和6年3月29日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を当委員に選任したいので議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第2号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。本町議会議員の期末手当基礎額に加算する額の割合が近隣自治体等と比較して小額であるため、適正化するために改めるものでございます。

次に、議案第3号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」と併せて、議案第4号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」は、本町の常勤特別職である三役の期末手当基礎額に加算する額の割合について、近隣自治体や類似団体等を参考にし適性化するためのものでございます。

次に、議案第5号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、業務遂行の効率化を図るために「係」を廃止する組織の見直しに伴い、級別職務を定めている分類表中「係長」を「リーダー」に名称変更する等の改正です。

次に、議案第6号「安堵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について」は、地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、引用条番号を改めるものでございます。

次に、議案第7号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」でございます。奈良県国民健康保険運営方針により示された標準保険料率を基に令和6年度奈良県統一保険料（税）率に向け、安堵町の国民健康保険税を改め、また介護納付金課税被保険者の均等割額を見直すものでございます。

次に、議案第8号「安堵町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について」から、議案第10号「安堵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について」までは、福祉医療費について現物給付方式対象の子どもの年齢を現行「6歳まで」を

「8歳まで」に拡大するため、及び文言の整理をするために改正するものでございます。

次に、議案第11号「安堵町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第12号「安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について」は、令和6年度から令和8年度までの「介護保険事業計画」の策定に伴い、介護保険料を改めるものでございます。

次に、議案第13号「安堵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について」から、議案第16号「安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」までは、令和6年厚生労働省令第16号の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第17号「安堵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」は、地方自治法の一部改正に伴い、また組織の見直しにより所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第18号「安堵町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」と、議案第19号「安堵町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について」は、令和6年4月1日から水道法の所管が、厚生労働省から国土交通省及び環境省に移行することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第20号「安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で規定する補償基礎額が改正されることに伴い所要の改正を行うものでございます。

議案第21号「町道路線の新規認定について」は、東安堵及び西安堵において、町道路線を新たに認定する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第22号「調停の申立てについて」は、小集落地区改良事業に係る土地の分筆手続き及び所有権移転登記手続きを相手方に求める調停を行うにあたり議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第23号「令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第12号）について」は、歳出につきましては、議案第2号の改正に伴う増額及び福祉医療扶助、国民

健康保険特別会計への繰出金、山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金、夜間中学負担金等に係る増額が主なものでございます。歳入につきましては、普通交付税の増額及び財源更正が主なものでございます。併せて、やむを得ず翌年度に繰越する事業の繰越明許費と地方債の補正を行うものでございます。

次に、議案第24号「令和5年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）について」は、当該特別会計における財源更正等でございます。

議案第25号「奈良広域水質検査センター組合規約の変更について」でございます。議案第18号及び第19号と同様に、令和6年4月1日から水道法の所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移行することに伴い、規約の変更を行うものでございます。

議案第26号「令和6年度安堵町一般会計予算について」から、議案第31号「令和6年度安堵町下水道事業会計予算について」までは、冒頭で申し上げましたような趣旨で新年度予算として編成を行っております。

次に、報告第3号「令和6年度安堵町土地開発公社予算の報告について」は、土地開発公社の来年度予算について、本年1月26日に決定したので報告するものでございます。

以上、簡単に説明を行いましたが、詳細はその都度、担当課長より説明をさせていただきますので、御審議、御承認、御可決賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

議長（浅野 勉） それでは、お手元の議事日程に従い、進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、1番 松田勝議員、2番 近藤晃一議員を指名します。

よろしく申し上げます。

議長（浅野 勉） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から22日までの19日間をしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から22日までの19日間とすることに決定しました。

議長(浅野 勉) 日程第3「諸般の報告」を行います。

それでは、令和5年度定期監査結果報告について、近藤監査委員から報告をしていただきます。

議会選出監査委員(近藤晃一) はい、議長。

議長(浅野 勉) はい。近藤監査委員。

(近藤議会選出監査委員 登壇)

議会選出監査委員(近藤晃一) それでは、先般の監査につきまして報告をさせていただきます。令和5年度定期監査結果報告について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、令和5年度の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により令和6年2月26日付けて報告書を提出しましたので、報告いたします。

なお、植平勝彦代表監査委員との合議であることを申し上げます。

まず一つ。監査の概要でございます。

1. 監査の実施期間

令和6年1月22日月曜日及び同月23日火曜日

2. 監査の実施者

監査委員 植平勝彦、監査委員 近藤晃一

3. 監査の対象

対象部署 全部署

聴取指名課 総合政策課、危機管理室、税務課、事業課、健康福祉推進室、住民課

4. 監査の目的、着眼点及び主な実施内容についてです。

令和5年度における町の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、町の経営に係る事業の管理が予算の趣旨に沿って合理的かつ効率的に行われているかを主眼とし、全部署から提出された監査調書に基づき、関係諸帳簿及び関係職員からの聴取により、予算の執行状況、事業事務の執行等を確認し、監査を実施した。監査の結果でございます。

財務に関する事務の執行について、関係調書及び諸帳簿等を精査した結果、概ね適正に執行されているものと認められた。なお、軽微な誤りの箇所については、その都度、口頭で是正・訂正を促したので、今後は適正な処理をお願いしたい。

また、一部の事務処理に検討、改善を要する事項が見受けられたので、これらについて適正な事務処理等を行うとともに、今後十分、研鑽の上、万全を期されるよう望むものである。

なお、聴取指名課ごとの所見については、次のとおりである。

全般的共通事項

(1) 監査調書について。記入漏れや誤りが見受けられた。監査の重要性をしっかりと認識し、今後、調書を作成する際は書類等を十分に確認して作成されたい。

(2) 文書管理について。保存期限や保存簿冊、文書目録について規程に基づき整理されている。簿冊については各部署で管理されている。担当者不在の時でも課員が共有できるよう、保管場所の適正な管理に努めていただきたい。

(3) 公用車の運転について。運転前後のアルコールチェックは、機械を用いて単独で行っているが、万一の事態に備えて複数で行っていただきたい。また、毎日の朝礼時に職員の健康状態等を確認するとともに、運転免許証の携帯、有効期限等の確認も行っていただきたい。

(4) 業務等委託全般及び工事請負の契約についてでございます。過去の経緯、納入実績、業務に精通している等の理由により随意契約を締結しているケースが多く見受けられた。公平性、競争性、透明性を念頭に、可能な限り競争入札の執行に努めていただきたい。随意契約による場合でも、できる限り競争性の確保を念頭に、適正な執行に努めていただきたい。

プロポーザル方式による契約も散見されたが、応募者が少ないことや評価基準、審査方法等に課題があると思われる。町として統一した指針等を検討していただきたい。

(5) 住民サービスの推進についてです。大変良い事業が多くあるが、執行率が低いものが見受けられた。住民サービスの事業については、住民への周知方法を工夫し、

より良いサービスの推進に努めていただきたい。

聴取指名課に関する事項については、記載のとおりですので御確認ください。

以上で報告を終わります。

議長（浅野 勉） 以上で、諸般の報告を終わります。

議長（浅野 勉） 日程第4「行政報告」を行います。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） それでは、令和6年度第1回安堵町議会定例会の行政報告をさせていただきます。

まずは、能登半島地震被災地への職員派遣でございます。今年は元日に、石川県能登半島において甚大な被害をもたらした能登半島地震が発生し、穏やかに新年を祝う国民に大きな衝撃を与えました。未だ避難所生活を余儀なくされている方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方々には謹んでお悔やみを申し上げます。

本町からは、2月20日から29日までの間、石川県穴水町へ建物被害認定業務支援のため二人の職員、危機管理室の中澤課長補佐と事業課の吉岡技師でございますが、この2名を派遣いたしました。まだまだ復興には時間を要する状況でございますが、まずは現地の行政機能の再開に向けて、一助ではありますが協力をさせていただいたところでございます。

派遣した二人が現地で見たと、経験したこと、気付いたこと等から学んだことは、本町の全職員がその情報を共有し、わが町において災害が発生した際、迅速に適切な対応に生かせるよう、さらに実効的な体制を整えてまいりたい、このように考えているところでございます。また、職員派遣については、今後も継続してまいりたいとも考えております。

次に、日本郵政株式会社との連携協定でございます。昨年12月14日に、日本郵政会社と包括連携協定を締結いたしました。郵便局の集配職員は、担当地域をすみずみまで移動しておられます。その特性を生かして、地域の安全・安心を守るため及び地域活性化を図るために、包括的に連携し、それらの実現に向けて御協力いただくことを目的としたものでございます。

現地において気付いた情報を提供していただいたり、また人的資源の減少化により様々な面においてデジタル化が推進されている現代、便利になる一方で不便を感じる方もおられます。その支援をしていただく等、町行政の円滑な運営に御支援いただけるものと期待をいたしております。

次に、奈良中央ファシリティ特定目的会社との連携協定についてでございます。今年2月5日に、本協定を締結いたしました。災害が発生した時に、住民の避難場所として町内にある同社の大型物流施設「LF奈良」の建物の一部を提供していただくことを目的とするものです。

現在、トーク安堵カルチャーセンター、福祉保健センター、総合センターひびき等の公共施設等を避難場所に指定しておりますが、災害発生時に備えて大規模な避難所スペースが確保できたことは非常に心強いものであります。一時避難場所としてご協力いただけるようになったことで、より多くの住民の安全確保ができるものと考えております。

以上でございます。

教育長（辰己秀雄） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。辰己教育長。

（辰己教育長 登壇）

教育長（辰己秀雄） 教育委員会 辰己でございます。教育委員会関係の行政報告をさせていただきます。教育委員会所管事務のうち、12月議会で御報告をさせていただいた以降の新たな事項について報告をさせていただきます。

まず、こども園・町立学校において、令和5年度の3学期の教育課程を計画的どおりに執行を進め、1年のまとめの時期を迎えようとしております。

3学期は、安堵中学校では、本年度より高校入学者選抜についてWeb出願方式が

始まりまして、今のところ順調に入試日程を進めております。中学校では3月14日木曜日に卒業式を予定しております。

安堵小学校では、2月初旬にコロナ・インフルエンザ罹患、風邪、発熱等の児童が増え、3年生・5年生の学年閉鎖を3日間程度実施し、拡大防止に努め、現在は落ち着いてきております。小学校の卒業式は3月15日に予定をしております。

また、安堵こども園では、2月には保育参観、お別れ遠足等も実施でき、3月25日月曜日に卒園式を予定しております。

次に、社会教育関連行事として、1月8日にトーク安堵カルチャーセンターにおいて「令和6年安堵町二十歳のつどい」を開催。また、1月14日には安堵町歴史民俗資料館にて「初釜茶会」を実施できました。さらに、3月2日には「市町村対抗子ども駅伝大会」も出場することができ、多くの町民の皆様の御参集に感謝申し上げますとともに、議会の皆様の御支援と御協力に御礼を申し上げます。

なお、1月21日の「安堵町マラソン大会」は、天候の都合により中止とさせていただきました。所管しております社会教育施設等の施設利用ですが、11月1日より利用制限を解除して利用いただいております。利用者のマスク着用も個人の判断に委ねられている状況でございます。

今後も、各感染症の地域や学校・園での拡大防止に注視をしながら、町立学校・こども園の諸行事の実施、さらには社会教育施設の運営の回復に努めたいと考えております。

以上、教育委員会関係の御報告とさせていただきます。

議長（浅野 勉） これで、行政報告を終わります。

議長（浅野 勉） 日程第5 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町手数料条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士総合政策課長。

(富士総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富士青美) おはようございます。総合政策課 富士です。よろしくお願いいたします。それでは、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて(安堵町手数料条例の一部を改正する条例について)」の提案理由を御説明させていただきます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を行ったものです。

新旧対照表をご覧ください。改正内容は、第5条において「徴収しない」を「免除することができる」に改め、別表に、戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行にかかる手数料を徴収する事務及び金額を追加し、その他、文言の整理です。

戸籍法に基づく事務に係る改正規定の施行日は令和6年3月1日と定められているため、関係条例の一部改正は2月15日に専決処分をしたので報告するものです。

それでは議案書を朗読いたします。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(安堵町手数料条例の一部を改正する条例について)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、安堵町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求めます。

令和6年3月4日報告、安堵町長 西本安博。

次のページ、専決処分書をお願いします。

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、安堵町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和6年2月15日専決、安堵町長 西本安博。

改正本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御承認の程よろしくお願いいたします。

議長(浅野 勉) これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 質疑なしと認めます。

討論を省略して、これより報告第1号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 異議なしと認めます。

報告第1号は、原案のとおり承認されました。

議長(浅野 勉) 日程第6 報告第2号「専決処分の承認を求めることについて(令和5年度安堵町一般会計補正予算(補正第11号)について)」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富士青美) はい、議長。

議長(浅野 勉) はい。富士総合政策課長。

(富士総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富士青美) 報告第2号「専決処分の承認を求めることについて(令和5年度安堵町一般会計補正予算(補正第11号)について)」御説明させていただきます。

国が事業の実施に係る予算を閣議決定したことに伴い、早急に給付をする必要があったため専決処分をしたので、議会に報告するものです。

内容は、住民税均等割非課税世帯のうち、18歳以下の子を扶養する世帯に対して子一人あたり5万円を追加給付するため、また住民税均等割のみ課税世帯に対して10万円を給付し、さらに18歳以下の子を扶養している世帯に対して子一人あたり5万円を加算給付するため、また電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業、住民税

均等割非課税で18歳以下の子を扶養する世帯に対する追加給付として1,129万1,000円、価格高騰緊急支援事業住民税均等割のみ課税で18歳以下の子を扶養する世帯に対する給付として3,739万2,000円を民生費に、計4,868万3,000円を増額いたします。

これに対しては全額、国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充てます。補正予算書3ページをお願いします。

歳出。3款 民生費、1項 社会福祉費、補正額4,868万3,000円、補正後の額9億4,841万7,000円。

2ページをお願いします。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正額4,868万3,000円、補正後の額2億7,885万7,000円。

以上により、歳入歳出ともに合計は、補正額4,868万3,000円、補正額42億325万1,000円となります。

なお、当事業が閣議決定され、早急に対応する必要があったため、決定された令和5年12月22日に専決処分させていただきました。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和6年3月4日報告、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）を別紙のとおり専決処分する。

令和5年12月22日専決、安堵町長 西本安博。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）

令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,868万3,000円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4 2億3 25万1, 000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月22日専決、安堵町長 西本安博。

第1表以降は、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御承認の程よろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、これより報告第2号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

報告第2号は原案のとおり承認されました。

議長（浅野 勉） 日程第7 議案第1号「安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士総合政策課長。

(富士総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富士青美) 議案第1号「安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、提案理由を御説明させていただきます。

本町固定資産評価審査委員3名のうち、松井睦美委員が本年3月29日をもって任期満了します。当該者は固定資産の評価について高い識見を有する、住民を代表する者として人格高潔な方です。次期も引き続き同職に務めていただきたく、議会に選任同意を求めるものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第1号 安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

記。

住所 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵1290番地の1

氏名 松井睦美 生年月日 昭和22年8月10日生(76歳)

の方です。なお、次の任期は令和6年3月30日から令和9年3月29日までの3年間です。

御審議、御可決の程よろしく願いいたします。

議長(浅野 勉) これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

議案第1号は同意することに決定しました。

議長（浅野 勉） 日程第8 議案第2号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） 議案第2号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」。安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、新旧対照表をお願いいたします。

（「議長、ちょっと休憩してください」の声あり）

議長（浅野 勉） わかりました。でしたら暫時休憩を取りたいと思います。

只今から10分休憩をしたいと思います。

10時55分から再開いたしますので、よろしく申し上げます。

休 憩（午前10時45分）

再 開（午前10時55分）

議長（浅野 勉） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

再度、日程第8 議案第2号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

でしたら、富士課長よろしくをお願いします。

総合政策課長（富士青美） はい。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） 議案第2号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」、御説明させていただきます。新旧対照表をお願いいたします。

本町議会議員の期末手当額を算出する際に加算する額について、近隣自治体及び類似団体に比べて小額であることから、情勢に適合させるために加算割合について、第7条第2項中「100分の10」を「100分の40」に改めるものです。

公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用です。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第2号 安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

御審議、御可決の程よろしくをお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 討論なしと認めます。

これより、議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(浅野 勉) 起立、全員です。お座りください。

議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議長(浅野 勉) 日程第9 議案第3号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第10 議案第4号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」の2議案を一括議題とします。

一括して、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富士青美) はい、議長。

議長(浅野 勉) はい。富士総合政策課長。

(富士総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富士青美) それでは、議案第3号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第4号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」を一括して御説明させていただきます。

本町の町長・副町長及び教育長の期末手当を算出する際に加算額について、近隣自

治体及び類似団体に比べて小額であるため、情勢に適合させるために見直すものです。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例においては、議案第3号の新旧対照表をお願いします。

第6条中、そしてまた議案第4号の新旧対照表もお願いします。これにつきましては第2条第3項中、どちらにおきましても「100分の25」を「100分の40」に改め、また「給料の月額に100分の10を乗じて得た額を加算した額」の文言を削除するものです。

なお、令和6年4月1日から施行です。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

改正本文につきましては、先ほどの説明と重複しますので割愛させていただきます。次に、議案第4号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

こちらにつきましても、先ほどの説明と重複いたしますので改正本文につきましては割愛させていただきます。

御審議、御可決の程よろしく願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、一括して質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これより、案件ごとに討論及び採決を行います。

はじめに、議案第3号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の

一部を改正する条例について」討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 討論なしと認めます。

これより、議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(浅野 勉) 起立、全員です。お座りください。

議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議長(浅野 勉) 次に、議案第4号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(浅野 勉) 起立、全員です。お座りください。

議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議長（浅野 勉） 日程第11 議案第5号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） 議案第5号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、提案理由を御説明いたします。

課の職員が一体となって各課の業務を効率的に遂行できる組織作りを実現するために、各課において「係」を設置しないことに伴い、級別職務分類表について所要の改正を行うものです。新旧対照表をお願いいたします。

別表第2中、4級の「係長」を「リーダー」に改め、7級に「理事」を追加いたします。

なお、施行日は令和6年4月1日です。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。
令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

なお、本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程よろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(浅野 勉) 起立、全員です。お座りください。

議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長(浅野 勉) 日程第12 議案第6号「安堵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富士青美) はい、議長。

議長(浅野 勉) はい。富士総合政策課長。

(富士総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富士青美) 議案第6号「安堵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について」、提案理由を御説明させていただきます。

地方自治法において、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責について定めている第243条の2、職員の賠償責任について定めている第243条の2の2、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等について定めている同法施行令第173条が、それぞれ条番号が改められたことに伴い、これらを引用している条例について所要の改正を行うものです。新旧対照表を御覧ください。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に、また第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改めます。

なお、施行日は令和6年4月1日です。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第6号 安堵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

なお、改正本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程よろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(浅野 勉) 起立、全員です。お座りください。

議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議長(浅野 勉) 日程第13 議案第7号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長(増田篤人) はい、議長。

議長(浅野 勉) はい。増田住民課長。

(増田住民課長 登壇)

住民課長(増田篤人) 住民課 増田でございます。どうぞよろしく願いいたします。議案第7号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、説明させていただきます。

本件につきましては、国民健康保険の運営主体である奈良県が、国民健康保険運営方針により示した令和6年度国民健康保険標準保険料及び税並びに事業納付金を基に所要の条例を改正するものでございます。改正内容といたしましては、本町の国民健康保険の健全な運営のため、国民健康保険税率の改正を行うものでございます。

それでは、詳細につきまして議案書の2ページ目、新旧対照表をお願いいたします。

第7条、介護納付金課税額の被保険者に係る所得割額の税率を「100分の3.53」から「100分の3.03」に改めます。

第8条、介護納付金課税額の被保険者均等割額を一人につき「2万300円」から「1万6,900円」に改めます。

次に、第22条は国民健康保険税軽減額の規定で、第1号では、国民健康保険税額の7割軽減額を規定しており、4ページに移行しますが、同条同号オの介護納付金課税額の被保険者均等割軽減額を「1万4,210円」から「1万1,830円」に改めます。

同条第2号では、国民健康保険税額の5割軽減額を規定しており、次5ページです。同条同号オの介護納付金課税額の被保険者均等割軽減額を「1万150円」から「8,450円」に改めます。

続きまして、同条第3号では、国民健康保険税額の2割軽減額を規定しており、最後6ページになります。同条同号オの介護納付金課税額の被保険者均等割軽減額を「4,060円」から「3,380円」に改めます。

なお、この条例の施行日は令和6年4月1日とさせていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第7号 安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

次のページの本文につきましては、先に説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議の上、御可決いただけますようよろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 討論なしと認めます。

これより、議案第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(浅野 勉) 起立、全員です。お座りください。

議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議長(浅野 勉) 日程第14 議案第8号「安堵町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について」から、日程第16 議案第10号「安堵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について」までの3議案を一括議題とします。

一括して、提案理由の説明を求めます。

住民課長(増田篤人) はい、議長。

議長(浅野 勉) はい。増田住民課長。

(増田住民課長 登壇)

住民課長(増田篤人) 引き続き、住民課 増田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第8号から議案第10号までの福祉医療費助成に係る条例改正について、一括で説明させていただきます。

それでは、まず議案第8号「安堵町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について」、説明させていただきます。本件につきましては、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るため、令和6年8月診療分より奈良県内の全ての市町村で、子どもに係る医療費助成の現物給付方式の対象年齢が6歳から18歳までに引き上げられることに伴いまして、所要の条例を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、現物給付方式の対象年齢の拡大にあたり必要な規定の改正。その他、現状の事務執行に合わせるよう文言の整理を行うものでございます。

現物給付方式とは、医療機関等の窓口の自己負担が、福祉医療制度における一部負

担金のみとなり、医療費の窓口負担が軽減される制度でございます。

それでは詳細につきまして議案書の2ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第1条の2第3項中「社会保険診療報酬支払基金奈良支部」から「奈良支部」を削り、規定の整理を行います。

第3条の2第2項中、1行目「第2条の規定により助成の対象となる子どもが乳幼児にあっては、」までを削り、現物給付の対象が乳幼児のみである規定を改めます。

その他、一部文言の整理を行います。

以上でございます。

この条例の施行日は令和6年8月1日とさせていただきます。

続きまして、議案第9号「安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について」でございます。本件につきましては、先ほどの子ども医療費助成条例と同様に、令和6年8月診療分より、ひとり親家庭等医療費助成の現物給付方式の対象が、6歳までの未就学児から18歳までの子どもに拡大されることに伴いまして、所要の条例を改正するものでございます。

それでは、こちらも新旧対照表をお願いいたします。

第1条の2の定義の規定で、第1項中「未就学児」を「子ども」に改め、また「6歳」を「18歳」に改めます。同条第2項中「社会保険診療報酬支払基金奈良支部」から「奈良支部」を削り、規定の整理を行う。

第2条、助成要件の規定に第5号から第7号を追加し、子ども医療費助成、心身障害者医療費助成、精神障害者医療費助成、これらの助成制度と重複給付をしないよう規程を改めるものでございます。

次に、第3条の2第2項中、先ほどの第1条の2の改正に合わせまして「未就学児」を「子ども」に改めまして、現物給付方式の対象を改めるものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第10号「安堵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について」でございます。本件につきましても、先に説明した二つの制度と同様に令和6年8月診療分より、心身障害者医療費助成の現物給付方式の対象が6歳までの未就学児から18歳までの子どもに拡大されることに伴いまして改正するものでございます。詳細につきましては、新旧対照表をお願いいたします。

第1条の2の定義の規定で、第1項中「未就学児」を「子ども」に改め、「6歳」を「18歳」に改めます。同条第2項中「社会保険診療報酬支払基金奈良支部」から「奈良支部」を削り、文言の整理を行います。助成要件の規定で、第1項に第5号から7

号を追加し、他の制度と重複給付をしないよう規程を改めます。

最後に、第3条の2第2項中、先ほどの第1条の2の改正に合わせ「未就学児」を「子ども」に改めまして、現物給付方式の対象を改めるものでございます。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第8号 安堵町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について

安堵町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

次のページ以降の本文については、説明を割愛させていただきます。

次に、議案第9号 安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について

安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

こちらも、次のページ以降の本文は割愛いたします。

最後に、議案第10号 安堵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について

安堵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

次ページ以降の本文については割愛させていただきます。

以上3議案について、御審議の上、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、一括質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これより、案件ごとに討論及び採決を行います。

はじめに、議案第8号「安堵町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について」、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 討論なしと認めます。

これより、議案第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(浅野 勉) 起立、全員です。お座りください。

議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議長(浅野 勉) 次に、議案第9号「安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について」、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 討論なしと認めます。

これより、議案第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(浅野 勉) 起立、全員です。お座りください。

議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議長（浅野 勉） 次に、議案第10号「安堵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について」、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 討論なしと認めます。

これより、議案第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議長（浅野 勉） 日程第17 議案第11号「安堵町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田事業課長。

（池田事業課長 登壇）

事業課長（池田佳永） おはようございます。事業課の池田です。よろしくお願いたします。それでは議案第11号「安堵町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」、

説明させていただきます。

令和5年5月15日法律第30号「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」の条文が整備され、安堵町営住宅管理条例でも引用しており、所要の改正を行うものです。主な改正内容といたしましては、実情に鑑み国が定める基本的な方針及び都道府県が定める基本的な計画の記載事項の拡充、保護命令制度の拡充、保護命令違反の厳罰化等で引用する所要の改正を行います。新旧対照表3ページをお願いいたします。

第5条第1項ク(イ)「配偶者暴力防止等法第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「第28条の2において」の後ろに「これらの規定を」を加えるものでございます。

施行期日は令和6年4月1日からです。

それでは、それぞれの議案書を朗読いたします。

議案第11号 安堵町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

安堵町営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

議案の本文につきましては、先に説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程よろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(浅野 勉) 起立、全員です。お座りください。

議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野 勉) 日程第18 議案第12号「安堵町介護保険条例の一部を改正する条例
について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉推進室課長(井上育久) はい、議長。

議長(浅野 勉) はい。井上健康福祉推進室課長。

(井上健康福祉推進室課長 登壇)

健康福祉推進室課長(井上育久) おはようございます。健康福祉推進室 井上でございます。よろしく願いいたします。議案第12号「安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について」、それでは説明させていただきます。

本改正につきましては、介護保険事業計画が3年ごとに策定されており、令和6年度から令和8年度の間、第9期の介護保険事業計画の期間にあたります。今回、介護保険事業計画策定に伴い介護保険料の改正を行うもので、令和6年度から令和8年度までの安堵町の第1号被保険者が負担する介護保険料基準月額を6,700円といたします。

改正内容といたしましては、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の保険料の年額改め、また保険料段階を多段階化、第9段階から13段階にするための改正を行います。詳細につきましては、新旧対照表3ページから4ページをお願いいたします。

新旧対照表3ページ、第2条「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改めます。

第2条第1項第1号から第9号までは、介護保険料の年額を改正するものでございます。第2条第1項第1号「3万8,400円」を「3万6,500円」に、第2号「5万7,600円」を「5万5,000円」に、第3号「5万7,600円」を「5万5,400円」に、第4号「6万9,100円」を「7万2,300円」に、第5号「7万6,800円」を「8万400円」に、第6号「9万2,200円」を「9万6,500円」に、第7号「9万9,900円」を「10万4,600円」に、第8号「11万5,200円」を「12万600円」に、第9号「13万600円」を「13万6,700円」に改めます。

次に、保険料段階を多段階化するために、第10号から13号を追加いたします。第10号として「15万2,800円」、第11号として「16万8,900円」、第12号として「18万5,000円」、第13号として「19万3,000円」を追加いたします。

第2条第2項から第4項までは、介護保険料を軽減するための改正でございます。第2条第2項「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「2万3,000円」を「2万2,900円」に改めます。第2条第3項では「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、「3万8,400円」を「3万8,900円」に改めます。第2条第4項「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「5万3,700円」を「5万5,000円」に改めます。

施行期日は令和6年4月1日からでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第12号 安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について

安堵町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

次のページ以降の本文につきましては、先に説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程よろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(浅野 勉) 起立、全員です。お座りください。

議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野 勉) 日程第19 議案第13号「安堵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第22 議案第16号「安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」までの4議案を一括議題とします。

一括して提案理由の説明を求めます。

健康福祉推進室課長(井上育久) はい、議長。

議長(浅野 勉) はい。井上健康福祉推進室課長。

(井上健康福祉推進室課長 登壇)

健康福祉推進室課長(井上育久) 引き続き、健康福祉推進室 井上でございます。よろしくお願いたします。議案第13、第14、第15、第16号は、同じ厚生労働省の改正に伴う条例改正になるため、一括して説明させていただきます。それでは説明させていただきます。

この4議案につきましては、3年に一度改正する「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、令和6年厚生労働省省令第16号が公布されたことに伴い、それぞれの条例について所要の改正を行うものでございます。

議案第13号につきましては、安堵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正、議案第14号につきましては、安堵町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正、議案第15号につきましては、安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、議案第16号につきましては、安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

この4議案の主な改正につきましては、事業所の運営規定の概要等の重要事項について、「書面掲示」に加え、原則としてWebサイトに掲載することを義務化します。

次に、管理者の兼務範囲の明確化、身体拘束等の適正化の推進、新興感染症の発生時等の対応等の制度の一部改正、その他文言や法律等の条ズレ等の所要の整備を行います。

各議案の新旧対照表の改正につきましては、すべて省令改正に伴う文言整理や、追加規定及び介護保険法の改正に伴う引用条項について整備するものがございます。

施行期日は令和6年4月1日からでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第13号 安堵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する

条例の一部を改正する条例について

安堵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

次に、議案第14号 安堵町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

安堵町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

次に、議案第15号 安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

次に、議案第16号 安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

各議案の本文につきましては、先ほど説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程よろしく願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、一括質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これより、案件ごとに討論及び採決を行います。

はじめに、議案第13号「安堵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について」、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(浅野 勉) 起立、全員です。お座りください。

議案第13号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野 勉) 次に、議案第14号「安堵町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長（浅野 勉） 次に、議案第15号「安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

議案第15号は原案のとおり可決されました。

議長（浅野 勉） 次に、議案第16号「安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(浅野 勉) 起立、全員です。お座りください。

議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野 勉) 日程第23 議案第17号「安堵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富士青美) はい、議長。

議長(浅野 勉) はい。富士総合政策課長。

(富士総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富士青美) 議案第17号「安堵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」、提案理由を御説明させていただきます。

改正理由は二つあります。まず一つ目、地方自治法において職員の賠償責任について定めている条ズレに伴い改めるもの。二つ目として、水道事業県一体化に向けて準備を進めていく部署を事業部に設置するために所要の改正を行うものです。新旧対照表を御覧ください。

第3条第2項中「事業課」を「事業部」に、第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改めます。

なお、施行日は令和6年4月1日です。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第17号 安堵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正

する条例について

安堵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

改正本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程よろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 討論なしと認めます。

これより、議案第17号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

議案第17号は、原案のとおり可決されました。

議長（浅野 勉） 日程第24 議案第18号「安堵町水道事業給水条例の一部を改正する

条例について」及び日程第25 議案第19号「安堵町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について」の2議案を一括議題とします。

一括して提案理由の説明を求めます。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田事業課長。

（池田事業課長 登壇）

事業課長（池田佳永） 事業課の池田でございます。よろしくお願いたします。それでは議案第18号及び議案第19号は、省令の変更に伴う条例の改正のため、一括して説明させていただきます。

この2議案については、令和6年4月1日より、水道法所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省に変更されるため、安堵町に関するそれぞれの条例について所要の改正を行うものです。議案第18号については、安堵町水道事業給水条例の一部を改正、議案第19号につきましては、安堵町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正いたします。

この2議案の主な改正内容といたしましては、厚生労働省の感染症対応能力強化に向けた組織の見直しにより、水道整備・管理行政は国土交通省に。水管理国土保全局において下水道行政と一体化で運営、水道水質基準の策定等は環境省が所管となり、改正を行います。

各議案の新旧対照表の改正については、すべて省令改正に伴う文言整理でございます。

施行期日は令和6年4月1日からです。

それでは、それぞれの議案書を朗読いたします。

議案第18号 安堵町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

安堵町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、議案第19号 安堵町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

各議案の本文につきましては、先に説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程よろしく願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、一括して質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これより、案件ごとに討論及び採決を行います。

はじめに、議案第18号「安堵町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

議案第18号は原案のとおり可決されました。

議長（浅野 勉） 次に、議案第19号「安堵町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並

びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について」、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(浅野 勉) 起立、全員です。お座りください。

議案第19号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野 勉) 日程第26 議案第20号「安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

危機管理室課長(吉田裕一) はい、議長。

議長(浅野 勉) はい。吉田危機管理室課長。

(吉田危機管理室課長 登壇)

危機管理室課長(吉田裕一) 危機管理室の吉田裕一でございます。よろしくお願いたします。それでは議案第20号につきまして御説明させていただきます。議案第20号「安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」。本件につきましては、昨今における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等に係る損害補償の基

準を定める政令（昭和31年政令第335号）で定める非常勤消防団員等や消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額、いわゆる日当に相当する額が改正され、令和6年4月1日より施行いたします。これを受けまして、安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、先に述べました政令の改正によりまして、本条例に規定しております消防団員の公務災害時における補償基礎額の改正及び消防作業従事者等である民間協力者の公務災害時における補償基礎額の最低額を改正いたします。

それでは、議案書の最後のページ、新旧対照表の1枚目を御覧ください。本条例第5条第2項第1号に規定する別表、消防団員の補償基礎額表の表でございます。表の左下、新旧対照表の下の、下段の方になります。表の左下となります。最低額を「8,900円」から「9,100円」とし、階級及び勤務年数の区分に応じて、それぞれ引き上げる改正をいたします。

次に、新旧対照表中段の規定を御覧ください。同条同項第2号に規定する民間協力者の補償基礎額の最低額を消防団員と同じく「8,900円」から「9,100円」に引き上げる改正をいたします。

なお、この条例の施行期日につきましては令和6年4月1日とし、附則におきまして、施行期日までに支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前の期間に係る傷病補償年金及び障害補償年金につきましては従前の例によることとする経過措置を設けております。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第20号 安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

なお、本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程よろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 討論なしと認めます。

これより、議案第20号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

議案第20号は、原案のとおり可決されました。

議長（浅野 勉） 日程第27 議案第21号「町道路線の新規認定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田事業課長。

（池田事業課長 登壇）

事業課長（池田佳永） 事業課の池田です。よろしくお願いたします。それでは議案第21号「町道路線の新規認定について」を説明させていただきます。

本件につきましては、西安堵地区におきまして民間事業開発により周辺区域の整備

がなされ、地域の交通の利便性向上のためにも、安堵町道として維持管理を行う方が適切であることから路線に認定するものでございます。

また、東安堵地区におきましては、地域改善事業による道路整備を行い、地域の交通の利便性向上のためにも、安堵町道として維持管理を行う方が適切であることから路線に認定するものでございます。

議案書を1ページめくっていただきまして、一覧表をお願いいたします。

路線番号 364、路線名 西安堵31号線、起点 西安堵795-1、終点 西安堵795-16、幅員につきましては最小6メートルから最大12メートルまで、延長につきましては55.6メートルとなっております。

次に、路線番号 365、路線名 東安堵134号線、起点 東安堵288-1、終点 東安堵288-2、幅員につきましては最小最大ともに5メートルで、延長につきましては31.8メートルとなります。

2ページめくっていただき、東安堵134号線、その次のページが西安堵31号線、それぞれの箇所でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第21号 町道路線の新規認定について

町道路線を別紙のとおり認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

以上でございます。御審議、御可決の程よろしくをお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(浅野 勉) 起立、全員です。お座りください。

議案第21号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野 勉) 日程第28 議案第22号「調停の申立てについて」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

事業課長(池田佳永) はい、議長。

議長(浅野 勉) はい。池田事業課長。

(池田事業課長 登壇)

事業課長(池田佳永) 引き続き、事業課の池田です。よろしくお願いいたします。それでは議案第22号「調停の申立てについて」、御説明させていただきます。

本件は、安堵町小集落改良事業の推進にあたり、安堵町大字東安堵332-2の一部の土地を平成6年2月、平成7年3月に当該土地について相手方の所有者と売買契約し、支払いたしましたが、境界の確定に不測の日数を要し、この間、契約者であった相手方の所有者が逝去されました。

その後、平成26年頃に境界が確定したことにより、相続者である相手方妻及び子3名に、境界確定及び分筆のため署名を求めたところ、当時の契約事務手続について理解してもらえず、幾度も説明しましたが拒否し履行しないため、調停の申立てを行いたく、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めますのでございます。

申立ての趣旨についてですが、当該土地の分筆手続及び所有権移転登記手続を求め

るものでございます。申立て後の進行の方針につきましては、この調停において目的を達することができなかつた時は、提訴を提起いたします。また、この調停または提訴において必要がある時は、適当と認める条件で相手側と和解いたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第22号 調停の申立てについて

次のとおり調停の申立てを行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。御審議及び御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） お昼のチャイムが鳴りましたけれども継続させていただきます。

これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

9番（森田 瞳） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田議員。

9番（森田 瞳） 森田でございます。今、課長の方から、その内容につきまして御説明いただきました。やはり調停の申立てということが妥当であろうというような判断をいたしますけれども、ちょっとこの申立ての理由の中で、平成6年2月、この小集落事業、相手方さんとお父さんの方ですね、契約を結ばれたと。そしてまた、その契約に伴って、その土地の代金もお支払いされているという現状であると思います。ただ、その時の領収証等はちゃんと保管はされておるのですか。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田課長。

事業課長（池田佳永） 自席より失礼します。領収証の方ですけども、古い案件でございますが、コピー等では残させてもらっております。

以上です。

9番（森田 瞳） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田瞳議員。

9番（森田 瞳） 領収書のコピーということは、本紙はございませんのか。どっかに消えてるのですか。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田課長。

事業課長（池田佳永） 現在、保管しておる書類の中で、契約書等の原紙はございますが、領収書に関してはコピーの物が多くございます。
以上です。

9番（森田 瞳） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田瞳議員。

9番（森田 瞳） ちょっとその辺のところの部分について、どうも理解はしがたいという部分が1点ある。

そしてまた、この申立ての理由の中でですね、平成6年2月の当時からずっと今日までに、当事者が亡くなられてですね、その間「不測の時間を要し」とございますね。この「不測の時間を要し」、これ亡くなられたことによって不測の時間ということ、この「不測」というのは、どのような内容を指すのですか。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田課長。

事業課長（池田佳永） 当時ですね、地域改善対策事業に係る、国の財政上の特別措置に係

る法律が基づく改良事業の一環でございました。時限立法であったために同様の契約を複数同時に進めておりましたので、立ち退き交渉また他のそういった分筆作業等もやっておりましたので、ちょっと作業の方が遅延したものと思われま

以上でございます。

9番（森田 瞳） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田瞳議員。

9番（森田 瞳） 今現在のね、担当していただいている職員の方々は、この辺の内容のことは恐らく御存知ではないというような状況と思います。ただ、これ平成6年からその売買契約に基づいて今日まで至っておるとするのは、何回となく、その息子さんにお話し合いをされておったというような経緯も聞かせていただいておりますけれども、ここで調停の申立てということに踏み切るということは、これ以上、話をしても、なかなか解決しがたいというような判断だろうと、そういうように思いますけれども、色々と状況のことをその後、息子さんの何か、こう、どういう目的で、どういう内容でもって、なかなか同意されないということも、ちょっと私にはわからない。御本人とは、私もよく存じておりますけれども、その辺の中身のことでちょっとその辺、理解しがたいということがございます。

お互いに、その内容が要するに食い違っておるとというのが今日まで来た理由だろうと思います。そういうことも鑑みて調停の申立て、この際にはですね、当然のことであらうかと思っておりますけれども、その内容によっては訴訟に提起するということに書かれております。

またこの(2)のことになってですね、適当と認める条件で相手方と和解ができたということで、暁にはですね、すぐにですね、和解をされるということで条件を付しておられますので、できるだけ、この辺の和解にですね、持って行っていただくということが私は本意であらうかなというような思いもいたしますので、その辺よろしくお願ひ申し上げまして私の意見とさせていただきます。

以上です。

議長（浅野 勉） お諮りをいたします。

只今、議題となっております議案第22号は、総務産業建設常任委員会に付託した

いと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長(浅野 勉) お昼の時間来ておりますけども継続させていただきます。

日程第29 議案第23号「令和5年度安堵町一般会計補正予算(補正第12号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富士青美) はい、議長。

議長(浅野 勉) はい。富士総合政策課長。

(富士総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富士青美) 議案第23号「令和5年度安堵町一般会計補正予算(補正第12号)について」、提案理由を御説明させていただきます。

今回は、歳入歳出の予算、繰越明許費、地方債の補正です。

歳出につきまして、まず議会費。先ほど可決していただきました議案第2号の改正により、議会議員の期末手当が不足するため、議会費を238万9,000円増額いたします。

予算書の16ページ以降を御覧いただきながら御説明を続けます。次に、民生費。福祉医療に係る手数料、子ども医療、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者老人医療及び精神障害者医療に係る助成額が、それぞれ当初予定額より多額となったため553万4,000円増額。また、令和4年度福祉医療費助成事業補助金について、

精算の結果57万5,000円の償還が生じたため同額を増額。また、国民健康保険の医療費、保険税軽減等により、当初見込より国保事業の基盤安定を図るための繰出金及び財政安定化支援事業繰出金に不足が生じたため、それぞれ444万8,000円増額。よって、計1,682万3,000円増額。

次に、衛生費につきましては、山辺・県北西部広域環境衛生組合のエネルギー回収型廃棄物処理施設の建設に係る経費について、昨今の資材や労務費の変動による高騰に伴い、負担金683万円を増額いたします。

教育費につきましては、今年度途中に夜間中学校へ入学が決定した者に係る負担金として66万2,000円増額です。

続きまして、歳入です。財源更正、国保事業関係の国・県負担金の増額が主なものです。

予算書は歳入、10ページからを御覧ください。国庫支出金は、国民健康保険基盤安定化負担金として46万7,000円増額。

県支出金は、子ども医療、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者老人医療及び精神障害者医療の助成に係る補助金として276万6,000円並びに国民健康保険基盤安定化負担金として286万6,000円、計563万2,000円の増額です。

次に、財源更正です。普通交付税の交付金3,087万2,000円増額。これに伴いまして、同額の財政調整基金繰入金を減額いたします。

安堵中央公園フェンス改修事業に関するものにつきましては当初、スポーツ振興くじ助成金を主な財源と予定していましたが、内示額が想定より低いことから、スポーツ振興くじ助成金323万9,000円と、学校教育施設等整備事業債770万円を活用します。他方、財政調整基金繰入金446万1,000円を減額いたします。

次に、町道認定されていない道路整備には、当初予定していた地方道路等整備事業債の適用ができないため、同事業債に代えて一般事業債570万円と財政調整基金繰入金110万円を財源に充てます

そして、山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金がスライド条項の適用により変更するため必要となったもので、一般廃棄物処理事業債130万円増、市町村振興債30万円減額となります。

以上等により、繰入金、諸収入及び町債については、財政調整繰入金1,462万8,000円減額、諸収入323万9,000円減額、町債は760万円増額となります。

補正予算書4ページをお願いします。

繰越明許費につきまして、総務費、戸籍事務事業（臨時）663万3,000円。住民基本台帳ネットワークシステム事業（臨時）264万円、これは戸籍に読み仮名を付す法制化に係る戸籍法令改正に伴いシステム改修が必要であります。国からの仕様の提示が予定より遅れたことに加え、システム改修準備等のために時間を要するためでございます。

次に、3款 民生費、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業追加給付分2,004万3,000円。価格高騰緊急支援事業均等割のみ課税世帯及びこども加算の分です。3,739万2,000円。これは令和5年第4回議会において補正した分及び今回、専決処分させていただいた補正分。いずれも今年度中に完了する見込みがないためでございます。そして福祉保健センター管理運営事業臨時分で福祉保健センターのキュービクル更新工事181万5,000円で、当該施工に必要な資材の調達等に時間を要するためでございます。

次に、4款 衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業75万円。これは令和5年度末日まで個別に医療機関でワクチン接種ができることから、接種に係る費用の精算等が令和5年度出納閉鎖期間以降にもあると見込まれるためです。そしてまた、ごみ収集車購入事業で994万6,000円です。車両の納期が令和6年度末頃となる見込みであるためでございます。

最後に、7款 土木費、緑の基本計画策定事業（臨時）469万7,000円。これは遊水地の平面活用、平時の利活用を含む安堵中央公園付近の全体利用を検討した上で、計画を策定する必要があり、当該検討作業を引き続き令和6年度においても行うことになるためでございます。

5ページをお願いします。地方債については、歳入の説明でも触れましたが、新たに追加するものとしては、安堵町中央公園フェンス改修事業のために770万円を限度額とする学校教育施設等整備事業債です。変更するものは次のページ、山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金事業についてでございます。山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金について、一般廃棄物処理事業債130万円追加及び市町村振興債30万円減額で、当事業に係る起債の限度額が1億200万円から1億300万円に変更いたします。

また、地方道路等整備事業について、地方道路整備事業債680万円減額及び一般単独事業債570万円追加で、当事業に係る起債の限度額が2,420万円から2,310万円に変更いたします。

従いまして、2ページからの第1表をお願いいたします。歳出につきましては、1款 議会費、1項 議会費、補正額238万9,000円、補正後の額7,119万8,000円。

3款 民生費、1項 社会福祉費、補正額1,682万3,000円、補正後の額9億6,524万円。

4款 衛生費、2項 清掃費、補正額683万円、補正後の額4億3,435万4,000円。

7款 土木費、3項 都市計画費、そしてまた同款4項 住宅費につきましては、補正額0円で、それぞれ補正後の額は変更なく2億3,574万7,000円また7,200万2,000円です。

9款 教育費、1項 教育総務費、補正額66万2,000円、補正後の額1億912万3,000円です。

歳入につきましては、10款 地方交付税、1項 地方交付税、補正額3,087万2,000円、補正後の額16億5,778万6,000円。

14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、補正額46万7,000円、補正後の額1億8,728万3,000円。

15款 県支出金、1項 県負担金、補正額286万6,000円、補正後の額1億2,478万9,000円。同款2項 県補助金、補正額276万6,000円、補正後の額8,014万8,000円。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、補正額1,462万8,000円減額。補正後の額2億2,514万円。

20款 諸収入、3項 雑入、323万9,000円減額。補正後の額8,131万3,000円。

21款 町債、1項 町債、補正額760万円増額。補正後の額2億2,654万1,000円です。

以上により、歳入歳出ともに補正前の額42億325万1,000円、補正額2,670万4,000円、補正後の額42億2,995万5,000円となります。繰越明許費につきましては、4ページ第2表のとおり8件、合計8,391万6,000円。

地方債補正につきましては、5ページからの第3表のとおり追加1件770万円。変更は2件で補正後1億2,610万円です。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第23号 令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第12号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第12号）を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第23号 令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第12号）

令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,670万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億2,995万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

なお、第1表以降につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程よろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 討論なしと認めます。

これより、議案第23号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(浅野 勉) 起立、全員です。お座りください。

議案第23号は、原案のとおり可決されました。

議長(浅野 勉) 日程第30 議案第24号「令和5年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長(増田篤人) はい、議長。

議長(浅野 勉) はい。増田住民課長。

(増田住民課長 登壇)

住民課長(増田篤人) 住民課 増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。議案第24号「令和5年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)について」、説明させていただきます。

本補正につきましては、国民健康保険制度における国民健康保険基盤安定事業、被保険者の所得状況により均等割、平等割を軽減する制度により減額となった国民健康保険税に相当する額を一般会計から国民健康保険特別会計に繰出しすることにより財政の基盤安定を図る制度でございますが、国民健康保険税率の改正により賦課額が

増額したこと及び軽減措置が拡充されたことに伴いまして、一般会計から繰入れる額が増額となったため、財源更正を行うための補正予算でございます。

また、国民健康保険財政安定化支援事業、国民健康保険の財政の健全化及び税負担の平準化のため、一般会計から国民健康保険特別会計に繰出しすることにより国保財政の安定を図る制度でございますが、財政安定化支援事業繰出金の国の算定額が昨年度よりも増額したことに伴い、一般会計から繰入れする額が増額になったことから、併せて補正予算を計上いたします。

それでは、詳細につきまして、補正予算書により説明させていただきます。補正予算書9ページをお願いいたします。

歳出。3款 国民健康保険事業費納付金、1項 医療給付費分、1目 一般被保険者医療給付費分で377万6,000円の増額。同款2項 後期高齢者支援金等分で、1目 一般被保険者後期高齢者支援金等分で30万5,000円の増額。同款3項 介護納付金分、1目 介護納付金分で30万4,000円の増額でございます。

1ページ戻っていただきまして、歳入。1款 国民健康保険税、1項 国民健康保険税、1目 一般被保険者国民健康保険税で630万9,000円の減額。

4款 繰入金、1項 他会計繰入金、1目 一般会計繰入金で1,069万4,000円の増額。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第24号 令和5年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和5年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）を、別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第24号 令和5年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）

令和5年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ438万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,472万1,000円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入。1款 国民健康保険税、1項 国民健康保険税、補正前の額1億6,132万9,000円、補正額630万9,000円の減額、計1億5,502万円。

4款 繰入金、1項 他会計繰入金、補正前の額6,798万2,000円、補正額1,069万4,000円、計7,867万6,000円。

歳入合計。補正前の額10億4,033万6,000円、補正額438万5,000円、計10億4,472万1,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出。3款 国民健康保険事業費納付金、1項 医療給付費分、補正前の額1億6,271万8,000円、補正額377万6,000円、計1億6,649万4,000円。同款2項 後期高齢者支援金等分で、補正前の額6,698万9,000円、補正額30万5,000円、計6,729万4,000円。同款3項 介護納付金分で、補正前の額2,185万4,000円、補正額30万4,000円、計2,215万8,000円。

歳出合計。補正前の額10億4,033万6,000円、補正額438万5,000円、計10億4,472万1,000円。

以上でございます。次のページ以降の、事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。御審議の上、御可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 討論なしと認めます。

これより、議案第24号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(浅野 勉) 起立、全員です。お座りください。

議案第24号は、原案のとおり可決されました。

議長(浅野 勉) 只今、12時30分です。13時30分まで暫時休憩いたします。

休 憩(午後 0時30分)

再 開(午後 1時30分)

議長(浅野 勉) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第31 議案第25号「奈良広域水質検査センター組合規約の変更について」
を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

事業課長(池田佳永) はい、議長。

議長(浅野 勉) はい。池田事業課長。

(池田事業課長 登壇)

事業課長(池田佳永) 事業課の池田でございます。それでは、議案第25号「奈良広域水質検査センター組合規約の変更について」を説明させていただきます。

この議案につきましては、先ほど説明しました議案第18号、19号と同じく、令和6年4月1日より水道法所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省に変更されるため、奈良広域水質検査センター組合の規約を変更する必要があり、加入している各団体の承認が必要となりますので、所要の改正を行うものです。

議案書の最後の新旧対照表をお願いいたします。第15条第1項の、給水人口割の項中に、「厚生労働省統計」を「国土交通省統計」に改め、「よる。」の次に「ただし、令和5年以前に発行された厚生労働省統計は、国土交通省統計とみなす。」を加え、次項中、「厚生労働省統計値」を「国土交通省統計値」に改め、「する。」の次に、「ただし、令和5年以前の厚生労働省統計値は、国土交通省統計値とみなす。」を加え、文言整理をするものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日からです。

それでは、議案書の方を朗読させていただきます。

議案第25号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第2項の規定により、関係地方公共団体との協議により、令和6年4月1日から組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

議案の本文につきましては、先に説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程よろしくお願いいたします。

議長(浅野 勉) これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 討論なしと認めます。

これより、議案第25号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(浅野 勉) 起立、全員です。お座りください。

議案第25号は、原案のとおり可決されました。

議長(浅野 勉) 日程第32 議案第26号「令和6年度安堵町一般会計予算について」から、日程第37 議案第31号「令和6年度安堵町下水道事業会計予算について」までの6議案を一括議題とします。

一括して提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富士青美) はい、議長。

議長(浅野 勉) はい。富士総合政策課長。

総合政策課長(富士青美) はい。

(富士総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富士青美) それでは、議案第26号「令和6年度安堵町一般会計予算について」から、議案第31号「令和6年度安堵町下水道事業会計予算について」まで一括して御説明いたします。

令和6年度は、ごみ処理広域化に係る負担金額がピークを迎えます。加えて、公共施設の経年劣化に係る維持修繕経費も増加いたす見込みです。また物価・光熱費の高騰、資材不足等が生じており、引き続き経常経費の増加も見込まれるところです。

そのような状況から、厳しい財政状況になることが予測されますが、国の交付金の活用や、より有効な地方債等の活用等を考慮しながら、主に六つの主要事業を中心に予算を計上いたしております。

一つ目として、ごみ処理広域化と循環型社会形成推進事業。二つ目、子育てに係る支援と環境の充実。三つ目、住民の移動手段の充実。四つ目、自治体DXの推進。五つ目、防災拠点を中心とした災害に強いまちづくり。六つ目、公共施設等総合管理計画に基づく財政負担の平準化等を中心とした予算を編成させていただいております。

各会計の歳入歳出の予算総額を申し述べます。

一般会計、令和6年度の当初予算41億7,000万円。これは前年度と比べて5億7,000万円増額。国民健康保険特別会計9億4,871万2,000円、8,654万8,000円減額。介護保険特別会計（保険事業勘定）8億8,070万円、1,826万円増額。後期高齢者医療特別会計1億5,792万5,000円、2,042万5,000円増額。

水道事業会計についてですが、収益的収入1億9,276万円、これは前年度と比べて557万7,000円減額。収益的支出は1億9,130万8,000円、同498万1,000円減額です。資本的収入0円、前年度と比べましてもプラスマイナス0です。資本的支出7,373万1,000円、これは対前年度比2,578万6,000円増額となります。

下水道事業会計については、収益的収入2億5,377万2,000円、前年度と比べまして455万8,000円増額。収益的支出2億5,012万1,000円、これは同665万2,000円増額。資本的収入1億3,557万円、これは前年度と比べて3,913万円減額です。資本的支出は2億1,235万8,000円、これにつきましては1,849万2,000円増額となっております。

以上、概要を申し述べました。御審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

議案書を朗読いたします。

議案第26号～第29号 令和6年度安堵町一般会計予算及び特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定に基づき、令和6年度安堵町一般会計予算及び特別会計予算を別紙のとおり提出する

議案第26号 令和6年度安堵町一般会計予算について

議案第27号 令和6年度安堵町国民健康保険特別会計予算について

議案第28号 令和6年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について

議案第29号 令和6年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

予算書の1ページをお願いいたします。

議案第26号 令和6年度安堵町一般会計予算

令和6年度安堵町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

次に、予算書141ページをお願いします。

議案第27号 令和6年度安堵町国民健康保険特別会計予算

令和6年度安堵町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億4,871万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

次、169ページをお願いいたします。

議案第28号 令和6年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算

令和6年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億8,070万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

203ページをお願いします。

議案第29号 令和6年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度安堵町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,792万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000万円と定める。

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、別冊をお願いします。

議案第30号 令和6年度安堵町水道事業会計予算について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定に基づき、令和6年度安堵町水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

予算書の1ページからお願いします。抜粋で申し上げます。

議案第30号 令和6年度安堵町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度安堵町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務量)

第2条 業務の予定量は、次の第1号から第4号に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

以下、省略いたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,794万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,399万2,000円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額395万3,000円で補てんするものとする。)

次は、省略させていただきます。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は2,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流

用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

省略します。

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、97万1,000円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

次のとおりを略させていただきます。

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

次に、議案第31号 令和6年度安堵町下水道事業会計予算について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定に基づき、令和6年度安堵町下水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

予算書の1ページをお願いします。

議案第31号 令和6年度安堵町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度安堵町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、第1号から第4号に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

次のとおりは、予算書に掲げているとおりです。

次に、2ページをお願いします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,678万8,000円は、当年度損益勘定留保資金7,678万8,000円で補てんするものとする。)

次のとおりとは、予算書の6ページの第4条に掲げているとおりです。

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ700万円及び500万円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

債権の目的は、下水道事業債。限度額は1億680万円。起債の方法、利率、償還の方法は予算書に記載しているとおりです。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は1億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用です。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 職員給与費に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に充てるため、他会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億2,597万円である。

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

以上です。どうぞ御審議、御可決の程よろしくお願いいたします。

議長(浅野 勉) これより一括して、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第26号につきましては、議長を除く8名の委員で構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 異議なしと認めます。

よって議案第26号は、議長を除く8名の委員で構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長(浅野 勉) 次に、議案第27号から議案第31号までの5議案について、議長を除く8名の委員で構成する特別会計等予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 異議なしと認めます。

よって議案第27号から議案第31号までの5議案については、議長を除く8名の委員で構成する特別会計等予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長(浅野 勉) 只今、設置されました各予算審査特別委員会の正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩をいたします。

休 憩 (午後 1時51分)

再 開 (午後 1時55分)

議長(浅野 勉) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました、各予算審査特別委員会の正副委員長を申し上げます。

一般会計予算審査特別委員会委員長 山岡敏議員、副委員長 増井敬史議員。
特別会計等予算審査特別委員会委員長 森田瞳議員、副委員長 松田勝議員。
以上です。よろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） 日程第38 報告第3号「令和6年度安堵町土地開発公社予算の報告について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田事業課長。

（池田事業課長 登壇）

事業課長（池田佳永） 事業課の池田です。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第3号「令和6年度安堵町土地開発公社予算の報告について」を御説明させていただきます。予算書の1ページ目をお願いいたします。

公有地売却事業といたしまして、東安堵小集落地区事業用地を1,800万5,000円で、町への売却を予定しています。

次のページをお願いいたします。公有地取得事業でございますが、令和6年度におきましては、予定はございません。

続きまして、予算について御説明させていただきます。

1ページめくっていただきまして、第2条 収益的収入は1,800万5,000円であり、収益的支出は1,533万7,000円でございます。

第3条 資本的収入は0円であり、資本的支出でございますが1,533万7,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

第4条の借入金でございますが、その限度額を1,540万円とさせていただいております。

次のページ以降につきましては、只今の説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

だきます。

それでは、報告書を朗読させていただきます。

報告第3号 令和6年度安堵町土地開発公社予算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和6年度安堵町土地開発公社予算を別紙のとおり報告する。

令和6年3月4日提出、安堵町長 西本安博。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これで、報告第3号を終結します。

議長（浅野 勉） 以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

次の本会議は、3月5日午前10時開会です。一般質問を予定しております。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

散 会

午後 1時59分
